

令和3年度土幌町財政健全化判断比率等の公表について

平成19年度に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、令和3年度決算時における土幌町の健全化判断比率等（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業における資金不足比率）を公表します。

1 健全化判断比率

（単位：％）

健全化判断比率	算定結果	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
実質公債費比率	6.8	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	—

※ 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示

※ 早期健全化基準：基準値を1項目でも超過した場合、財政健全化団体として、自主的・計画的な財政の健全化が求められる基準

※ 財政再生基準：基準値を1項目でも超過した場合、財政再生団体として、国などの管理下で計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準

- ◎ 令和3年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の各健全化判断比率は、前年度までと同様に、すべて早期健全化基準を下回る結果となりました。次年度以降においても基準値を超えないよう、より一層の財政の健全化に努めなければなりません。

【各健全化判断比率の解説】

① 実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率で、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化したものです。

土幌町においては、実質赤字額はありますが、令和3年度決算の黒字額により比率を算出すると△5.89%となり、前年度（△5.31%）と比較して0.58ポイントの減少（改善）となります。

② 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。

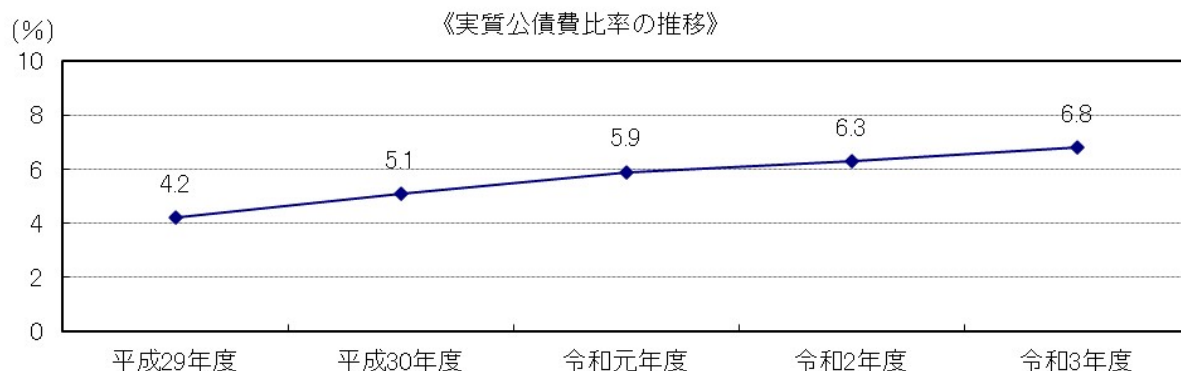
土幌町においては、連結実質赤字額はありますが、令和3年度決算の黒字額により比率を算出すると△11.41%となり、前年度（△9.88%）と比較して1.53ポイントの減少（改善）となります。

③ 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした

額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。

令和3年度決算に基づく土幌町の比率（3ヵ年平均）は6.5%となり、前年度（6.3%）と比較して0.5ポイントの増加となりました。



④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。

土幌町においては、将来の負担額よりもその負担に充当可能な財源の額が上回っているため、比率は算定されませんが、令和3年度決算時における将来負担額等で比率を算出すると△31.8%となり、前年度（△58.9%）と比較して27.1ポイントの増加となります。

2 資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	算定結果	経営健全化基準
国民健康保険病院事業会計	—	20.00
簡易水道事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	

※ 資金不足比率が算定されない場合は「—」と表示

※ 経営健全化基準：会計ごとに基準値を超過した場合、自主的・計画的な財政の健全化が求められる基準

◎ 令和3年度決算に基づく上記各会計の資金不足比率は、前年度までと同様に、すべて経営健全化基準を下回る結果となりました。次年度以降においても基準値を超えないよう、より一層の財政の健全化に努めなければなりません。

【資金不足比率の解説】

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したものです。

土幌町においては、国民健康保険病院事業会計では流動負債より流動資産が上回っており、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計では、資金不足額が発生していないため、比率は算定されません。